

**鳥取県告示第331号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年5月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	変更前	八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先 から同町大字智頭字中三昧631-4地先まで	5.6~27.8	1,600.0
		八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先 から同大字字山崎1609-5地先まで	12.8~51.9	763.0
	変更後	八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先 から同町大字智頭字中三昧631-4地先まで	10.7~88.8	1474.0